

# 会員規約

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本福祉感染予防協会（以下、「本法人」という）の協会会員、賛助会員及び資格会員について定める。

## 第2章 会員

(定義)

第2条 本法人は、感染予防を普及するため、次の3種の会員を広く募る。

- (1) 協会会員 本法人の主旨に賛同し、本法人の事業を支援又は共に事業を行う法人又は個人
- (2) 賛助会員 本法人の主旨及び事業に賛同する法人又は個人
- (3) 資格会員 本法人が感染予防に関する能力を認めた個人

(会員資格の取得)

第3条 協会会員として入会しようとする法人又は個人は、別に理事会が定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、所定の審査を経て入会が認められる。

2 賛助会員として入会しようとする法人又は個人は、別に理事会が定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、所定の審査を経て入会が認められる。

3 資格会員は、本法人が実施する感染予防資格事業における資格試験に合格した者とする。

(会員資格の喪失)

第4条 会員が次に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、または解散したとき。
- (3) 期日までに所定の年会費を納めないとき。
- (4) 理事会の議決により除名されたとき。

(除名)

第5条 前条4号の除名を議決するには、次に掲げる各号のいずれかに該当するに至った場合に限られ、議決に先立ち弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又はこの規約に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

## 第3章 会費

(会費)

第6条 会員はこの法人の事業に賛同し、その事業を支援するため、年会費として別表1に定める額を支払う。

2 協会会員及び賛助会員の年会費の対象期間は、4月1日より翌年3月末までとする。

ただし、10月1日以降に入会した場合、初回の年会費は、半額とする。

3 年会費は、対象期間前年の3月15日までに支払うものとする。ただし、対象期間前年の3月15日が、金融機関の営業日でない場合は、前営業日までに支払うものとする。

(抛出金品の不返還)

第7条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、いかなる場合にも返還しない。

#### 第4章 会員の管理

(会員管理規定)

第8条 会員の管理台帳は、本法人が管掌する。

2 会員の個人情報等は法令等の規定に従って適切に管理するものとする。

(会員証)

第9条 本法人は資格会員に対して、会員証を発行する。

2 会員は退会等により会員の資格を失った場合は、直ちに会員証を返納しなければならない。

3 会員証は、第三者に譲渡することはできない。

#### 第5章 規約の運用と改定

(規約の運用と改定)

第10条 この規約の運用について必要な細則は、本法人が管掌し理事会の承認を経てこれを定める。

2 本規約の変更は、理事会の承認を経て代表理事がこれを定める。

#### 第6章 欠格事由等

(欠格事由)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者が役員となっている法人又は該当する個人は、会員の資格を付与することができない。

(1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当する者

(2) 法令等違反の罪を犯し、刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者の構成員及びその関係者(以下、総称して「反社会的勢力」という)又は反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 会員としてふさわしくないと本法人が判断した者

附則

1 この規約は、平成31年1月1日より施行する。

別表1 (第6条関係)

協会会員	1口 年額 60,000円
賛助会員	1口 年額 12,000円
資格会員	(初級) 年額 7,800円 (税別)
	(中級) 年額 8,800円 (税別)
	(上級) 年額 9,800円 (税別)